

2012 年 9 月 4 日

一般社団法人 電子情報技術産業協会
著作権専門委員会

間接侵害の立法的措置の必要性

一、はじめに

司法救済 WTにおいて間接侵害の立法的措置の在り方につき約 50 回にも亘り十分な検討を頂いたことに敬意を表したい。同 WT の労を無駄にすること無く、「間接侵害等に関する考え方の整理」に沿ったすみやかな立法化がなされるべきと考える。

二、差止請求の対象について

一定の範囲の間接行為者も差止請求の対象とすべき点につき、異論はない。

三、間接侵害成立の前提としての直接侵害成立の要否について

直接行為者による侵害の成立を前提とする考え方（従属説）につき、賛同する。

適法行為を誘引及び促進することは適法行為を累積蓄積するに過ぎず、適法な行為が違法な行為に転ずることはないはずである。また、従属説は刑法学者等の法律専門家の立場からすれば自明であろうが、WT の結論として著作権法の分野においても同様であるということが著作権法の専門家の方々に確認頂けたことには意義がある。

四、間接行為者の類型化について

予測可能性や明確化に寄与するものと評価しており、112 条等で条文化を頂きたいと考えている。

現在、多くの判例及び裁判例並びにそれらについての専門家による評釈が乱立している。このような状態が、新規サービスに対する躊躇や萎縮効果をもたらしているということをご認識頂きたい。差止請求の対象となる間接行為者の類型の立法化によって萎縮効果が軽減され、新規ビジネスの推進が期待できる。同時に、ユーザーが技術による利便性という利益を享受できる社会を作り出すことに貢献できるであろう。

法律である以上は規範的解釈がなされる部分は残るとしても、立法による判断基準が示されれば、多くの判例や裁判例が乱立している現状よりも解釈の統一化は促進され、さらなる予測可能性の向上が期待できる。

今後、小委の委員により、類型化中の表現（例えば、類型(ii)の「侵害発生を知り、又は知るべきでありながら」や「侵害発生防止のための合理的措置」といった表現）について意見交換や確認がなされ、可能な限り明確化が図られることを望む。

五、解決頂きたい具体例

当協会の会員や多くの日本企業は熾烈なグローバル競争や価格競争の下に晒されている。デジタル化・ネットワーク化が発展する中、従来の物の売り切り型ビジネスでは企業経営は立ち行かず、サービスと組合せた新たなライフスタイルの提案や、顧客の要望に応じたソリューションの構築など、新たなビジネスモデルを提供しなければならなくなっている。

しかしながら、ビジネスの現場では著作権侵害に対するかなりの萎縮的効果が生じている。

代表例として、クラウドとメディア変換がある。

今般の考え方の整理に沿った立法化がなされれば、いかなる「クラウド」及び「メディア変換」が適法であるかについての予測可能性や明確化に寄与すると考えている。

これらの事例のうち一定の範囲については社会的ニーズが高く、他方で権利者の利益を損なう可能性は低いことから認められるべきと考えるが、解決方法としては、今般の間接侵害の立法化の審議の中で整理頂くか、それとも、権利制限規定の創設によって対処するかのいずれかの解決をお願いしたい。

六、直接行為者の範囲について

「著作権間接侵害の基本的枠組（説明用レジュメ）」において、「直接行為主体」は「入口で振り分ける極めて重要な分岐点となる。」或いは「擬制的でない正しい直接行為主体の認定が強く求められる。」とされている点、まったくそのとおりであり、この点は当協会の重大関心事である。今般の考え方の整理に沿った立法化がなされることにより、差止請求の対象となる間接行為者の外延が明確化され、その結果として、「擬制的でない正しい直接行為主体の認定」が行われることを期待する。

同レジュメに「検討の明確化のための分析軸」として要件化が試みられている点は、擬制的拡張的直接侵害に対する歯止めとして、予測可能性や明確化に大きく寄与するものと評価しており、小委でのさらなる議論を期待している。

七、その他

● 出版者への権利付与について

最近、出版者への権利付与についていろいろな場で議論されているようであるが、新設した権利を行使することが想定されているいわゆる自炊代行については適法とされるべき場合があろうし、また、新たな権利の創設・付与がクラウド等の新規ビジネスを阻害する恐れもある。

諸外国でもかような立法例はほとんどないと見られ、立法化の要否やその内容については審議会の場などでの慎重な議論が望まれる。

● 30条の見直し

間接侵害の従属説を採用する立場に立つと、30条についても検討の必要性は認められるものの、二つの大論点を同時に検討すれば議論は錯綜し長期化は避けられない。

したがって、まずは間接侵害の結論を得た上で、その後に30条について議論頂きたい。

以上